

支給対象月数の考え方について

②R1年4月17日生まれの第2子の場合(所得制限あり)

R1年度										R2年度			
R1.4	5	6	7	8	9	10	11	12	R2.1	2	3	4	5
対象外			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	対象外

- ・事業開始がR2年度からなのでR2年4月分のみ対象期間となります。
- ・第2子なので父母等の市町民税所得割額(R1年度分)の合計が77,101円未満であれば支給対象となり、77,101円以上であれば支給対象外となります。

②R1年5月9日生まれの第3子の場合

R1年度										R2年度			
R1.5	6	7	8	9	10	11	12	R2.1	2	3	4	5	6
対象外			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	対象外

- ・事業開始がR2年度からなのでR2年4月分と5月分の2ヶ月分が支給対象となります。

③R1年10月17日生まれの第2子の場合(所得制限あり)

R1年度						R2年度										
R1.10	11	12	R2.1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11			
対象外			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	対象外			
						R1年度分の所得			R2年度分の所得							
						判定する税額の年度切替										

- ・事業開始がR2年度からなのでR2年4月分～10月分までの7ヶ月分が対象期間となります。
- ・第2子なので対象期間の内、父母等の市町民税所得割額の合計が77,101円未満であれば支給対象となり、77,101円以上であれば支給対象外となります。ただし、R2年4月分～8月分は、R1年度分の所得割額、R2年9月分～10月分は、R2年度分の所得割額で判定します。

④R2年3月10日生まれの第3子で年度の途中(R2年12月1日)からこども園等に入園

R1年度	R2年度										R3年度		
R2.3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	R3.1	2	3	4
対象外	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	10回目	対象外	

- ・R2年6月分～令和3年3月分までの10ヶ月分が対象期間となりますが、R2年12月1日からこども園等に入所したので翌月より支給対象外となり、支給対象期間は、R2年6月分～R2年12月分までの7ヶ月分となります。

支給対象

支給対象外